

令和6年度（後期）固定資産税課税業務等における労働者派遣に関する基本契約

共通事項仕様書

1 総則

福岡市（以下「甲」という。）及び労働者を派遣する事業主（以下「乙」という。）は、労働者派遣契約を締結し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）等を遵守し、仕様書及び基本契約書・個別契約書に従い、契約を履行しなければならない。

2 請求金額の積算

甲が乙に支払う派遣料等の積算は次の各号によるものとする。

- (1) 暦月ごとに派遣労働者の就労時間を労働基準法第32条第2項に定める労働時間（以下「労働時間」という。）（8時間）内、労働時間外及び休日ごとに算定し、派遣労働者全員分を合算した就労時間にそれぞれの単価を乗じて積算する。
なお、就労時間について1時間に満たない時間がある場合は、1時間に満たない時間（分）を60で除して小数点以下第3位を四捨五入した時間とする。
- (2) 労働時間（8時間）を超えて労働させる場合の時間単価（以下「労働時間外派遣費契約単価」という。）は労働時間内派遣費契約単価の1.25倍とし、休日勤務の時間単価（以下「休日派遣費契約単価」という。）は労働時間内派遣費契約単価の1.35倍とする。労働時間外及び休日勤務の割増部分は、それぞれ割増区分ごとに割増部分の就労時間に割増の時間単価を乗じて積算する。就業時間については、個別契約書及び仕様書で定めるものとする。
- (3) 労働時間外派遣費契約単価及び休日派遣費契約単価は、小数点以下第3位を切り捨てる。
- (4) (1)及び(2)により求められた額の合計を派遣料とする。
- (5) 上記(4)の額に1円未満の端数があるときは、端数を切捨てた額とする。

3 契約履行の報告と支払い方法

- (1) 乙は、甲の指定する方法により、前月分の契約履行の報告と前記2で積算した派遣料の請求を、毎月10日までに行うものとする。
- (2) 甲は、請求を受けた場合には、就業時間及び積算等を確認のうえ適正と認めるときは、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

4 確認資料の整備及び提出について

業務委託料の支出にあたり従事者の勤務状況を確認するため、乙の負担により出勤簿、タイムカード等の勤怠状況に係る書類を整備し提出すること。

5 不正請求が発覚した場合の対応について

乙が虚偽の書類の提出等不正な手段により業務委託料の支払いを受けたときは、契約書の規定に基づき違約金を支払う必要があるほか、競争入札参加停止等の措置を行う場合がある。

6 派遣先責任者の選任

甲は、労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき自己の雇用する労働者の中から、派遣就業の場所ごとに派遣先責任者を選任することとする。

7 指揮命令者の選任

甲は、労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき自己の雇用する労働者の中から、派遣就業の場所ごとに指揮命令者を1名以上選任する。

8 機密の保持

当該税務業務については、地方公務員法第34条（秘密を守る義務）の守秘義務、地方税法第22条（秘密漏えいに関する罪）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第24条（秘密の管理）、第25条（秘密の保持義務）により強い守秘義務の遵守が求められているところであるが、派遣労働者については、労働者派遣法第24条の4の機密を守る義務に加え、甲が定める個人情報保護条例が適用される。

機密の保持については、その重要性を十分に認識し、乙は派遣労働者全員に対して、機密事項の保持について研修を実施し、十分な説明を行ったうえで派遣することとする。

なお、就業場所においては、執務室内への貴重品を除く私物の持ち込みを禁止するなどの措置を行うこととする。

9 研修の実施及び誓約書の提出

乙は派遣労働者を派遣するにあたって、事前に機密保持に係る研修を派遣労働者全員に実施し、実施日、参加者、内容についての報告書を派遣労働者の勤務開始前までに提出しなければならない。また、機密保持に係る誓約書及び福岡市の市税及び延滞金等に滞納が無いことの確認に係る同意書として別紙1「誓約書及び同意書」の提出を求め、甲に提出することとする。

なお、派遣労働者が福岡市外に住所を有する場合には、乙は市町村税及び延滞金等に滞納がないことを確認し、甲に対し、その結果について別紙2「確認書」により通知しなければならない。

10 通勤災害

履行場所までの通勤災害等、甲の責めに帰さない事故等については、乙が責任を負うこととする。

1.1 現地調査について

業務委託の内容が適切に履行されているか確認するため、甲が必要と判断した場合には、事前予告なく当該業務の履行に関連する乙の施設等を現地調査することがある。この場合、乙は誠実に応じること。

1.2 その他

- (1) その他定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙は信義誠実の原則に従い協議して定めることとする。
- (2) 消費税法の改正等の施行により、消費税率に変動が生じた場合は、新税率の対象になったことによる消費税及び地方消費税の増減分については、変更契約により対応する。

誓約書及び同意書

令和 年 月 日

福岡市長 様

フリガナ
氏 名 印
住 所
生年月日 昭・平 年 月 日生

私は、貴市の固定資産税課税業務等における労働者派遣業務に従事するにあたり、次の事項について誓約及び同意します。

- 1 市税及び延滞金等（以下「市税に係る徴収金等」）に滞納がないことについて
 - (1) 私は、貴市の市税に係る徴収金等に滞納はありません。
 - (2) 私は、貴市が私の市税に係る徴収金等に滞納がないことを確認すること、及び滞納があることが判明した場合には、この事実を当社派遣元責任者等に開示することに同意します。
- 2 貴市が保有する情報（特定個人情報を含む）の保護について
 - (1) 私は、貴市が保有する情報について、貴市が定める利用目的又は利用方法の範囲内でのみ使用し、その範囲を超える利用は一切いたしません。
 - (2) 私は、この業務の従事期間はもちろん、従事期間の満了後又は退職後においても、業務の従事にあたり知り得た情報を漏らしません。
 - (3) 私は、業務に必要なユーザーID及びパスワード等を、従事期間中、私の責任において厳重に管理し、他人に対してこれらを知られることのないようにいたします。
 - (4) 私は、ユーザーID及びパスワード等を不正に入手し、又は利用致しません。
 - (5) 私は、記録された情報の如何に関わらず、個人情報を含むデータ又はリスト（これらの複写又は複製を含む。）を外部に持ち出しいたしません。
 - (6) 私は、貴市が保有する個人情報について、業務の範囲を超えて複写又は複製をいたしません。
 - (7) 私は、記録された情報の如何に関わらず、個人情報を含むデータ又はリスト（これらの複写又は複製を含む。）を貴市及び監督員が定める内容に従って厳格に保管し、作業終了後はその一切を返却し、又は、貴市又は監督員の指示に従って処分いたします。
 - (8) 私は、個人情報への不正なアクセスをし、又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等をいたしません。
 - (9) 私は、従事期間中に個人情報への不正なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいその他危険な徴候を発見したとき、若しくは貴市及び監督員が定める業務内容と現場業務との矛盾、不具合等が発見したときは、直ちに、貴市又は監督員に報告します。
 - (10) 私は、貴市から貸与された指定の名札・IDカード等を私の責任において厳重に管理し、他人に対して、貸与又は譲渡いたしません。また、万一紛失した場合は速やかに貴市及び監督員に報告するなど適切に対処いたします。
 - (11) 私は、貴市から貸与を受けた指定の名札・IDカード等不正に入手し、又は利用いたしません。
 - (12) 私は、上記に掲げる事項のほか、福岡市個人情報保護条例及び福岡市情報セキュリティポリシー等を遵守するとともに、貴市及び監督員の定める事項に従い、これらに違反する行為はいたしません。

